

個別補助金の審査について
(答申)

令和4年2月22日

古賀市補助金審査委員会

1. はじめに

古賀市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）は、古賀市補助金審査委員会条例に基づき、市が個人又は団体に対して交付する補助金、交付金その他の財政的援助（以下「補助金」という。）の透明性を確保するとともに、客観性に基づいた補助金の審査及び検証を行うため、市長から委嘱された5人の委員による附属機関として設置されました。

補助金制度の効率的かつ効果的な運用を目指すため、その審査について、令和3年11月9日付けで市長から委員会に諮問がありました。

2. 審査の対象

今までに審査されていない補助金等：8件

3. 審査の方法

審査にあたっては、令和2年度の補助実績に基づき、所管する担当課の考え方及び把握している諸事情等のヒアリングを行いました。

ヒアリングをふまえ、審査項目ごとに各委員が5段階で評価し、15点満点で採点を行い、その評点により判定を行いました。

（ア）審査項目

① 事業の公益性

- ・補助目的が適切で、公益性が認められるか
- ・地域や市民に利益が還元されているか

② 事業の必要性

- ・行政が関与し、公費で補助する必要性があるか
- ・補助金創設時の補助目的が達成され、継続して補助金を交付する必要があるか

③ 事業の効果

- ・補助目的や金額に見合う成果・効果があり、それが客観的に示されているか
- ・補助対象経費や補助金額等が適切か

（イ）評点

区分	評点
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(ウ) 判定基準

平均評点	判定
公益性が3点未満、必要性が3点未満、又は効果が2点未満	廃止
公益性及び必要性が3点以上で、かつ効果が2点以上4点未満	見直し
公益性及び必要性が3点以上で、かつ効果が4点以上	継続

4. 審査結果

上記の審査方法により、当委員会で慎重に審議を重ね検討した結果、それぞれの判定結果は次のとおりとなりました。

①「継続」と判定したもの（4事業）

No	補助金名	公益性	必要性	効果	合計
1	風しん任意予防接種助成費補助金	5.0	5.0	5.0	15.0
2	医療的ケア児在宅レスパイト事業補助金	5.0	5.0	5.0	15.0
3	造血細胞移植後任意予防接種費用助成金	5.0	5.0	5.0	15.0
4	実費徴収に係る補足給付事業補助金	5.0	5.0	4.6	14.6

②「見直し」と判定したもの（4事業）

No	補助金名	公益性	必要性	効果	合計
5	法人後見事業補助金	5.0	4.8	3.6	13.4
6	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	4.4	4.2	3.6	12.2
7	分団纏購入補助金	3.6	3.4	3.6	10.6
8	市民農園開設補助金	3.4	3.4	3.4	10.2

③「廃止」と判定したもの（無し）

5. 委員会日程

日にち	場所	内容
11月9日(火)	市役所第2庁舎 402会議室	個別審査 (風しん任意予防接種助成費補助金、医療的ケア児在宅レスパイト事業補助金、法人後見事業補助金)
11月22日(月)	市役所第2庁舎 206会議室	個別審査 (実費徴収に係る補足給付事業補助金、造血細胞移植後任意予防接種費用助成金、保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、分団纏購入補助金、市民農園開設補助金)

6. おわりに

地方公共団体である市が補助金を支出する根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。しかしながら、補助金のあり方は時代の変化に合わせて常に見直されており、「公益上必要かどうか」という観点だけでなく、その効果、妥当性、適正性などについても、検証する必要があります。

今回審査した補助金においては補助目的や課題が明確になっておらず、効果が不明瞭な補助金もあるため、目的や課題を整理し成果を明確化して効果的な補助金に見直す必要があります。

また、市が実施する補助金は市民への説明責任を伴うものであり、市民の納得・理解を得られるよう課題や目的、評価が連動するように整理するとともに、補助制度の周知徹底に努めてください。

慎重審議の結果、今回の答申書を取りまとめました。各補助金の見直しに当たっては、当委員会の答申を十分尊重し、別添「補助事業に対する意見・要望・提案等」を留意のうえ、見直しに当たっていただくよう答申いたします。

古賀市補助金審査委員会

委員長 宗 像 優
副委員長 今 村 晃 章
委員 小 河 武 文
委員 貞 光 紀美子
委員 山 崎 あづさ